

## 様式1

事業報告書  
(自 令和3年7月1日 至 令和4年6月30日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 きのこ会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり)
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- 注)①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市新地町1番5号
- (3) 設立認可年月日 平成21年9月8日
- (4) 設立登記年月日 平成21年9月17日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	松元 定次	松元クリニック 管理者
理事	尾立 豊子	
監事	原田 艶子	

## 2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	松元クリニック	長崎市新地町1番5号	一般病床 0床 療養病床 0床 [ 医療保険 床 ] [ 介護保険 床 ]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備 考
なし		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類又は事業名	実施場所	備 考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年8月20日

令和2年度の決算の決定

令和4年6月30日

令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式3-3

法人名 医療法人 きのこ会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市新地町1番5号

貸借対照表  
(令和4年6月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	49,857	I 流動負債	2,235
II 固定資産	6,980	II 固定負債	0
1 有形固定資産	4,837	負債合計	2,235
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	2,142	科目	金額
		I 資本剰余金	
		II 利益剰余金	39,302
		1 代替基金	
		2 その他利益剰余金	
		III 評価・換算差額等	
		IV 基金	15,300
		純資産合計	54,602
資産合計	56,837	負債・純資産合計	56,837



## 様式2

法人名 医療法人 きのこ会

※医療法人整理番号

所在地 長崎市新地町1番5号

財 産 目 録  
(令和4年6月30日現在)

1. 資	産	額	56,837	千円
2. 負	債	額	2,235	千円
3. 純	資	産	54,602	千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	49,857
B 固定資産	6,980
C 資産合計 (A+B)	56,837
D 負債合計	2,235
E 純資産 (C-D)	54,602

(注)財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致とすること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 きのこ会

理事長 松元 定次 殿

私は、医療法人 きのこ会の令和3会計年度(令和3年7月1日から令和4年6月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書ならびに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和4年8月26日

医療法人 きのこ会

監事 原田 艶子

